

行動障害支援体制加算(Ⅰ)について

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置し、当該相談支援専門員により、強度行動障害者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して指定計画相談支援を行っています。

指定特定相談支援事業所しおみ		
常勤・専従	1名	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了
非常勤・兼務	2名	強度行動障害支援者養成研修(初任者研修)修了